

国立大学法人京都大学におけるネーミングライツ事業に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 部局等 各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節までに定める施設をいう。）をいう。）及び事務本部をいう。</p> <p>(中 略)</p> <p>第7条 選定委員会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 施設担当の理事（以下「担当理事」という。）</p> <p>(2) 渉外担当の理事</p> <p>(3) 財務担当の理事</p> <p>(4) 広報担当の理事</p> <p>(5) <u>渉外・産官学連携部長</u></p> <p>(6) <u>財務部長</u></p> <p>(7) 施設部長</p> <p>(8) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第8号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>4 第1項第8号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、担当理事の任期の終期を超えないものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1)～(3) }</p> <p>(4) 部局等 各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節及び第8節並びに<u>第8節の3</u>から第11節までに定める施設をいう。）をいう。）及び事務本部をいう。</p> <p>第7条 }</p> <p>(1) }</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) <u>成長戦略本部の職員のうちから担当理事が指名するもの 1名</u></p> <p>(6) <u>CF0オフィスの職員のうちから担当理事が指名するもの 1名</u></p> <p>(7) }</p> <p>(8) } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>3 第1項第5号、<u>第6号及び第8号</u>の委員は、総長が委嘱する</p> <p>4 第1項第5号、<u>第6号及び第8号</u>の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、担当理事の任期の終期を超えないものとする</p> <p>5 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和7年3月総長裁定）</p> <p style="text-align: center;">この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p>